

別記様式（第3条関係）

行政資料の送付について

平成31年2月 日

行政総務課長 様

社会教育課長

島田市行政資料の収集等に関する規程第4条第1項の規定により、次のとおり行政資料を送付します。

行政資料の名称	会議録の公表について 平成30年度 第6回社会教育委員会
公文書の公開コーナーにおいて市民等の利用に供することが適当と考えられる期間	平成32年3月31日まで (保管期間2年)
貸出しの可否	可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
保管期間終了後の行政資料の取扱い	1 廃棄処分 2 その他（取扱方法を具体的に記入）
特記事項	

備考 特記事項の欄は、当該行政資料を取り扱う上で留意する事項がある場合に記入してください。